

令和 6 年 9 月 6 日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について
- （６）報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○出席委員（16 名）

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君  | 2 番 河村 清孝 君  | 3 番 丹羽 英治 君  |
| 4 番 吉田 忠男 君  | 6 番 鵜飼 秀樹 君  | 7 番 林 百恵 君   |
| 8 番 後藤 信一 君  | 10 番 松永 佳己 君 | 11 番 足立 宜穂 君 |
| 12 番 後藤 一夫 君 | 13 番 亀山 良平 君 | 14 番 森 種生 君  |
| 15 番 池田 政吉 君 | 16 番 長尾 始 君  | 17 番 山田 達史 君 |
| 18 番 日置 香 君  |              |              |

○欠席委員（3 名）

|              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 5 番 和田 ひとみ 君 | 9 番 尾口 文良 君 | 19 番 田下 喜代 君 |
|--------------|-------------|--------------|

○委員以外の出席者（4 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君  
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君  
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君  
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

5 番 和田委員、9 番 尾口委員、19 番 田下委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

11 番 足立委員、12 番 後藤 一夫委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見IC料金所から、西に400m及び南西に600mに位置する、

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 683㎡

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 746㎡ 4筆合計 1,429㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を取得し、農業経営の拡大をはかりたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、北側の2筆については水稻を、南側の2筆については飼料用の牧草を栽培したいという内容になっています。

## 2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から北に400m、南に200m及び500mに位置する、

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1,107㎡

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 3筆 188.65㎡、

登記地目 田 現況地目 畑 145㎡ 5筆合計 1,440.65㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難なため、親族に贈与したいというものの。

譲受人は、申請地近隣に実家があり、現在、仕事の関係で県外に居住しているが、頻繁に帰省し申請地を両親と共に管理し、農作業に従事している。

今後、後継者になるべく申請地を譲り受けたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、米と野菜を栽培したいという内容になっています。

## 3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から東に300mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 1,159㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、長年、農業経営をしているが、農地の一部を息子に贈与したいというものの。

譲受人は、父が所有する農地の一部を譲り受け、営農を行いたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、父を引き継ぎ、稲作を行いたいという内容になっています。

## 4 番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、市立博愛小学校から東に300mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2筆 66.26㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地に隣接する農地を耕作する予定であるが、一部形状が悪い為、申請地を取得し耕作しやすい形状にしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、稲作を行いたいという内容になっています。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

提出されている営農計画書を見ますと、現在取得されている農地は、2haほどありますが、この辺りは湿田で、作物を作ることは難しく、色々模索されているという状況です。ただ、草の管理はしてもらっているということで、地元としては、歓迎しております。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

保全管理はされており、畑になっている箇所も、家庭菜園で作物が作ってありましたので、問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、国道248号線 山田交差点から南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 14.30㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に教育施設と医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

申請人は、申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、1件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14 番（森 種生 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は4ページ、位置図は6ページになります。

申請地は、新富津橋から南西に600mに位置する

登記・現況地目 田 5筆 7,747㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、砂利採取（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地で砂利採取事業を行いたいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

## 2 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 2 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 6 1 6 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（4 区画 4 棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地を分譲住宅地として販売したいというものでございます。

8 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 3 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 2 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 1, 1 6 7 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（3 区画 3 棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、申請地に分譲住宅を建築し販売したいというものでございます。

8 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 4 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、上迫間公民館から南に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 4 筆 1 8 0 m<sup>2</sup>

登記地目 田、現況地目 畑 6 筆 3, 0 4 2 m<sup>2</sup> 合計 1 0 筆 3, 2 2 2 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

8 月 1 4 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま

す。

#### 5 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 10 ページになります。

申請地は、野田集会場から北に 300 m に位置する

登記地目 雑種地、現況地目 畑 28.04 m<sup>2</sup>

登記・現況地目 畑 212.39 m<sup>2</sup> 2 筆合計 240.43 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

8 月 14 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6 番の案件

位置図は 11 ページになります。

申請地は、市立桜ヶ丘小学校から東に 200 m に位置する

登記・現況地目 畑 178 m<sup>2</sup>

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、高齢になり農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

8 月 14 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7 番の案件

位置図は 12 ページになります。

申請地は、天神公民センターから西に 200 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 273 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものの。



譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 8番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、天神公民センターから南に300mに位置する

登記・現況地目 田 295㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

議案は7ページ、位置図は14ページになります。

申請地は、天神公民センターから南に300mに位置する

登記・現況地目 田 295㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、関中央病院から西に200mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 380㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 1 1 番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから北に100mに位置する

登記地目 田、現況地目 宅地 183㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、都市ガス整圧器施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、都市ガス施工業者であり、関市で都市ガス供給事業を開始するにあたり、申請地を都市ガス整圧器施設用地として利用したいというものでございます。

申請地は、昭和63年に転用許可を受け、事業完了しておらず、雑種地となっているため、事業計画変更1番と同時申請になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 1 2 番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は市立倉知小学校から東に200mに位置する

登記・現況地目 畑 162㎡

登記地目 畑 現況地目 雑種地 393㎡ 2筆合計 555㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、診療所駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地近隣で診療所を営んでおり、申請地を診療所駐車場として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、一部雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 1 3 番の案件

議案は8ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、市立倉知小学校から東に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 原野 135㎡

登記地目 畑 現況地目 雑種地 46㎡ 2筆合計 181㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、診療所用貸駐車場でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産賃貸業を営んでおり、申請地を近隣の診療所に貸与するものです。診療所は、5条12番の申請地と一体的に、駐車場として利用する計画であるということです。

8月14日に現地を確認したところ、一部雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 14番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、市立関商工高等学校から西に300mに位置する

登記・現況地目 田 947㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 15番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから東に500mに位置する

登記・現況地目 畑 740㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣地でアパート経営を行っており、アパートの駐車場不足を解消するため、申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 16番の案件

議案は9ページ、位置図は21ページになります。

申請地は、市立瀬尻小学校から南に200mに位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 2筆 118㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、美容院兼一般個人住宅でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地に美容室を併設した個人住宅を建築したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であります。農地の面積が事業面積の1／3以内であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 17番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、国道248号線 山田交差点から南に200mに位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地 124.58㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に 教育施設と医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 18番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から西に100mに位置する

登記地目 畑、現況地目 畑一部山林 492㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難なため、甥である譲受人に贈与するというもの。

譲受人は、叔父から申請地を受贈して、植林し、父所有の山林と一体的に管理していきたいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、一部植林されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 19番の案件

議案は１０ページ、位置図は２４ページになります。

申請地は、古布多目的研修集会施設から南に５００ｍに位置する

登記地目 畑、現況地目 畑一部宅地 ３筆 １，１８２㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・駐車場）及び農業用施設でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、申請地の管理が困難なため、親族に贈与したいというものの。

譲受人は、実家に隣接する申請地を庭と自宅用の駐車場、農業用施設用地として利用したいというものでございます。

８月１４日に現地を確認したところ、一部宅地として利用されており、経緯書が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

## ２０番の案件

位置図は２５ページになります。

申請地は、跡部公民館から北に３００ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 １８７㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、別荘でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、申請地の管理が困難なため、譲り渡したいというものの。

譲受人は、隣接地とともに申請地を購入し、別荘を建築したいというものでございます。

８月１４日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

## ２１番の案件

位置図は２６ページになります。

申請地は、寺尾公民館から北東に５００ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部宅地 ２９７㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・家庭菜園）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地を自宅用駐車場及び家庭菜園として利用したいというものでございます。

8月14日に現地を確認したところ、一部宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、21件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番から3番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番と5番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番から10番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11番の案件につきまして、本日欠席されました、和田委員から、特に意見は無いという旨を伺っております。

12番と13番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

14番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○ 8 番（後藤 信一 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 5 番と 1 6 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 7 番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○ 1 4 番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

1 8 番と 1 9 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 1 5 番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 0 番と 2 1 番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無いという旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第 3 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 3 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。



全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号１８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第３号２０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号２１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第４号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

１番の案件

議案は１１ページ、位置図は２７ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから北に１００ｍに位置する

現況地目 宅地 １８３㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業者は、申請地に自己用住宅を建築する為に、農地法第5条の許可をとり、造成まで行ったものの、事業が完了せず、承継者は都市ガス整圧器施設用地として利用したい というものです。

5条11番と同時申請になります。

以上、1件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、下記の農用地利用集積計画の承認を求めるというものです。

議案は12ページから13ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が12筆 12, 327㎡

賃貸借権設定の設定に関するものについて、新規が14筆 27, 575㎡

合計 26筆 39, 902㎡でございます。

地区は、山田と植野の2地区です。

権利の設定を受ける者は、〇〇 外1名でございます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

( なし )

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第５号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第１８条第６項及び農地法施行規則第１２条の２の規定により、下記の通知について受理したことを報告します。

農地の賃貸借について、合意解約の通知を受けたものになります。

議案は１４ページから１９ページになります。

解約の件数は、３３件 ３６筆 地区は、上白金と下白金の２地区です。

渡し人は、〇〇 他 ３２名、転貸人は、一般社団法人 岐阜県農畜産公社、  
受け人は、〇〇です。

合意解約成立日は、令和６年８月３０日です。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

報告第１号について、事務局の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和６年１０月７日（月）午前９時３０分より  
関市役所 ６階 大会議室を予定しております。

○職務代理（山田 達史 君）

( 挨拶 )

午前１０時１５分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_  
印

1 1 番

\_\_\_\_\_  
印

1 2 番

\_\_\_\_\_  
印